

公益社団法人大分県社会福祉士会 役員報酬規則

(目的)

第1条 この規則は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号及び定款18条の規定に基づき大分県社会福祉士会役員に対する報酬等の支給に関する基本的な事項を定める。

(報酬額)

第2条 理事及び監事の報酬は原則無償とする。
但し常勤の理事は有償とし、その額は実態に応じ総会にて決定する。

(費用弁償)

第3条 理事、監事の費用弁償に関しては費用弁償規則に準じる。

(規則の変更)

第4条 この規則は理事会の議決がなければ変更できない。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。